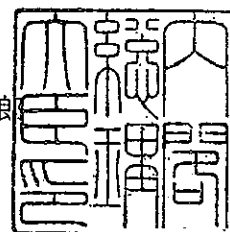




府 共 第 1 2 2 号
平成 2 1 年 3 月 2 6 日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 麻生 太郎



男女共同参画社会基本法（平成 1 1 年法律第 7 8 号）第 2 2 条第 2 号の規定に
基づき、次のとおり諮問する。

諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する
施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日に定められ
た「男女共同参画基本計画（第 2 次）」（閣議決定）に沿って、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変
化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な
考え方についてお示しいただきたい。